

アイアイ今治キャンペーンロゴマークの使用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、今治市（以下「市」という。）の魅力や価値を発信するための活動（アイアイ今治キャンペーン）に用いるキャンペーンロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用について、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程においてロゴマークとは、市の魅力や価値を発信することでイメージアップを促し、シティプロモーションに資するものとして定められたメッセージの図柄であり、別紙1に定めるものをいう。

(ロゴマークの使用に関する権利)

第3条 ロゴマークに関する一切の権限は、市が有する。

(使用料)

第4条 ロゴマークの使用料は無償とする。

2 ロゴマークの使用にかかる費用については、市は一切の負担を負わない。

(使用の基準)

第5条 ロゴマークは市及び次項に規定する商品を宣伝する場合に使用することができる。

2 ロゴマークを販売目的とする品物（パッケージを含む。以下「商品」という。）及びその広告（商品を宣伝するもの）に使用する場合、当該商品は次のいずれかに該当するものでなければならない。ただし、市長が特別に認めたものについてはこの限りではない。

(1) 農林水産物にあつては、市内で生産、収穫、養殖又は漁獲されたものであること

(2) 加工品（加工食品及び非食品）については、その製造又は加工の最終行程を市内業者が行っていること、又は、その販売を市内事業者が行っていること。

(使用の申請)

第6条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ「アイアイ今治キャンペーンロゴマーク使用承認申請書（別記様式第1号）」にロゴマーク等の使用が分かる書類、その他必要書類を添えて市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規程による申請について、必要があると判断したときは、申請者に対し、書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。

3 第1項の規程にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、市長の承認を要しない。

- (1) 市及び市が構成メンバーとなっている団体が使用するとき
- (2) 市が後援している事業の広報目的で使用するとき
- (3) 報道機関が、新聞、テレビ及び雑誌等に、報道目的で使用するとき
- (4) 著作権法で認められている使用の範囲に該当するとき
- (5) 無償で市を広報する目的で使用するとき
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当であると認めるとき

(資格要件)

第7条 前条第1項の申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用を承認しない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を行うものを除く。）に規定する営業を行う者
- (3) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者

(使用の承認)

第8条 市長は第6条第1項の規程による申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマークの使用を承認するものとする。

- (1) 市の信用又は品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき
- (2) ロゴマークのイメージを損なうおそれのあるとき
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき
- (4) 商標法（昭和34年法律第127号）に基づく商標、意匠法（昭和34年法律第125号）に基づく意匠等に相当するものとして独占的に使用がなされるおそれのあるとき
- (5) ロゴマークを使用することにより、誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき
- (6) 宗教的行事・活動及び政治活動等に使用するとき
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認めるとき

2 市長は、アイアイ今治キャンペーンロゴマーク使用承認申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で使用の承認の可否を決定し、「アイアイ今治キャンペーンロゴマ

ーク使用（承認・不承認）通知書（別記様式第2号）」により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第2項の承認に際し、条件を付することができる。

（使用期間）

第9条 商品及びその広告にロゴマークを使用する場合の使用期間は、原則として承認の日から3年以内とする。ただし、使用期間を過ぎた場合でも、期間内に承認を受けて製造した商品の流通を妨げるものではない。

2 前項の使用期間満了後において、ロゴマークを使用しようとするときは、改めて申請を行い、使用承認を受けなければならない。

（承認内容の変更）

第10条 商品及びその広告にロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、承認を受けたロゴマークの使用内容を変更しようとするときは、「アイアイ今治キャンペーンロゴマーク使用変更申請書（別記様式第3号）」を市長に提出し、その承認を得るものとする。

2 市長は、「アイアイ今治キャンペーンロゴマーク使用変更申請書」の提出があったときは、その内容を審査したうえで使用の変更の承認の可否を決定し「アイアイ今治キャンペーンロゴマーク使用変更（承認・不承認）通知書（別記様式第4号）」により使用者に通知するものとする。

3 第1項の申請については、第6条から第9条までの規程を準用する。

（改善指導）

第11条 市長は、ロゴマークの使用状況がこの規程又は承認内容に反すると認められるときは、当該内容に沿うよう改善を指導することができる。

（使用の廃止）

第12条 使用者は、ロゴマークの使用を廃止したときは、速やかにその旨を「アイアイ今治キャンペーンロゴマーク使用廃止届出書（別記様式第5号）」により市長に届け出なければならない。

（使用上の遵守事項）

第13条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用すること
- (2) 承認を受けた使用权を譲渡し、または転貸しないこと
- (3) 承認に際して条件を付された場合はそれに従うこと

(4) ロゴマークを含む物件について、商標法による商標登録又は意匠法による意匠登録等の出願を行わないこと

(5) アイアイ今治キャンペーンロゴマーク使用ガイドラインに沿って使用すること

(使用差止め等)

第14条 市長は、ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の差止め、商品の回収等の措置を請求することができる。

(1) 偽りその他不正な手段により使用の承認を受けたとき

(2) 第8条第1項の各号のいずれかに該当することとなったとき

(3) 第8条第3項の条件に違反したとき

(4) 第11条による改善指導に従わないとき

(5) 第13条各号に掲げる遵守事項に違反したとき

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当であると認めるとき

2 市長は、前項の規程により、第8条の規程による承認済みのロゴマークの使用を差し止める場合は、「アイアイ今治キャンペーンロゴマーク使用差し止め通知書（別記様式第6号）」により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規程による使用の差止めにより生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用実績の報告)

第15条 市長は、使用者に対しロゴマークの使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求めることができる。

(責任)

第16条 ロゴマークの使用に係る問題が生じたときは、使用者が全責任を負うものとし、速やかに対処するものとする。この場合において市は一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマークの使用に際し、市に損害を与えたときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(情報の公開)

第17条 市長は、ロゴマークの適正な管理と、広く使用促進を図る観点から、使用承認に関する状況等を公開することができる。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 31 年 3 月 8 日から施行する。



別記様式第1号（第6条関係）

アイアイ今治キャンペーンロゴマーク使用承認申請書

年 月 日

（宛先）今治市長

申請者 住所
名称
代表者名 印
連絡先 担当者名
電話番号
E-mail

アイアイ今治キャンペーンロゴマークを使用したいので、次のとおり使用の承認を申請します。

1 使用目的		
2 使用期間	年 月 日 から 年 月 日まで（最長3年間）	
3 使用方法	使用物件（商品）名称	
	数量	
	その他	
4 添付書類	(1) アイアイ今治キャンペーンロゴマーク等の使用の内容が分かる書類 (デザイン案等) (2)	

(裏面)

誓約書

私は、下記1から3までのいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を行うものを除く。）に規定する営業を行う者
- (3) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者

平成 年 月 日

住所

氏名

印

別記様式第2号（第8条関係）

アイアイ今治キャンペーンロゴマーク使用（承認・不承認）通知書

記号第 号
年 月 日

様

今治市長

年 月 日付けで申請のありましたアイアイ今治キャンペーンロゴマークの使用
について、次のとおり（承認・不承認）しましたので通知いたします。

1 使用目的		
2 使用期間	年 月 日 から 年 月 日まで	
3 使用方法	使用物件（商品）名称	
	数量	
	その他	
4 承認にあたっての条件		
5 不承認の理由		

【使用上の遵守事項】

- (1) 承認された内容により使用すること
- (2) 承認を受けた使用权を譲渡し、又は転貸しないこと
- (3) 承認に際して付された条件に従うこと
- (4) アイアイ今治キャンペーンロゴマークを含む物件について、商標法による商標登録又は意匠法による意匠登録等の出願を行わないこと
- (5) アイアイ今治キャンペーンロゴマーク使用ガイドラインに従って使用すること

別記様式第3号（第10条関係）

アイアイ今治キャンペーンロゴマーク使用変更申請書

年 月 日

（宛先）今治市長

申請者 住所
名称
代表者名 印
連絡先 担当者名
電話番号
E-mail

年 月 日付け 記号第 号で承認を受けたアイアイ今治キャンペーンロゴマークの使用を変更したいので、次のとおり使用変更を申請します。

1 変更の内容	
2 添付書類	(1) アイアイ今治キャンペーンロゴマーク等の使用の変更内容が分かる書類（デザイン案等） (2) 市長が必要と認める書類

別記様式第4号（第10条関係）

アイアイ今治キャンペーンロゴマーク使用変更（承認・不承認）通知書

記号第 号
年 月 日

様

今治市長

年 月 日付けで申請のありましたアイアイ今治キャンペーンロゴマークの使用
の変更について、次のとおり（承認・不承認）したので通知します。

1 変更の内容	
2 承認にあたっての条件	
3 不承認の理由	

別記様式第5号（第12条関係）

アイアイ今治キャンペーンロゴマーク使用廃止届出書

年 月 日

（宛先）今治市長

申請者 住所
名称
代表者名 印
連絡先 担当者名
電話番号
E-mail

年 月 日付け 記号第 号で承認を受けたアイアイ今治キャンペーンロゴマークの使用を廃止しましたので、次のとおり届け出ます。

1 使用廃止（予定）日	年 月 日
2 その他	

別記様式第6号（第14条関係）

アイアイ今治キャンペーンロゴマーク使用差止め通知書

記号第 号
年 月 日

様

今治市長

年 月 日付け 記号第 号で承認したアイアイ今治キャンペーンロゴマークの使用について、以下の理由により使用を差止めますので通知します。

1 差し止めの理由	
2 差し止め日	年 月 日
3 その他	